

令別表第2

特別障害者手当障害程度表

根拠	内容	障害程度
令第1条第2項第1号	右の第1号から第7号までのいずれか2つ以上の障害が存するもの (令別表第2)	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
		2 両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの
		3 ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のすべての指を欠くもの ・両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		4 ・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
		5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
		6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
令第1条第2項第2号	1 上記の第1号から第7号のうち、いずれか1つの障害を有しかつ、右の1から11までのいずれか2つの障害を有するもの (国民年金2級程度の障害)	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
		2 両耳の聴力レベルが90デジベル以上のもの
		3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
		4 そしゃく機能を失ったもの
		5 音声又は言語機能を失ったもの
		6 ・両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ・両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
		7 ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・1上肢のすべての指の機能を全廃したもの
		8 ・1下肢の機能を全廃したもの ・1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
		9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
		10 ・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (視野障害において、両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼の視野について視能率による損失率が90パーセント以上のものを含む)
	11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
2 右に掲げる程度の障害を有するもの	別表第2号の第3号から第5号まで(上記 令第1条第1項第2条第1号の障害程度 3・4・5)のいずれか1つの障害を有し、かつ、「日常生活動作評価表」に日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの	
令第1条第2項第3号	右のいずれかに該当するもの	1 障害児福祉手当の認定基準のうち、内部障害又はその他の疾患に該当する障害を有するものであって「安静度表」の1度(絶対安静)に該当する状態を有するもの
		2 障害児福祉手当の認定基準のうち、精神障害に該当する障害を有するものであって、「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの

日常生活動作評価表

(つえ、松葉杖、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うもの)

動 作	評 価		
	0点	1点	2点
1 タオルを絞る(水をきれる程度)	ひとりのできる	ひとりできてもうまういかない	ひとりでは全くできない
2 とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
4 ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
5 座る(正座・横座り・あぐら・脚なげだしの姿勢を維持する)	ひとりのできる	ひとりできてもうまういかない	ひとりでは全くできない
6 立ち上がる	ひとりのできる	ひとりできてもうまういかない	ひとりでは全くできない
7 片足で立つ	ひとりのできる	ひとりできてもうまういかない	ひとりでは全くできない
8 階段の昇降	ひとりのできる	ひとりできてもうまういかない	ひとりでは全くできない

安静度

- 1 絶対安静
- 2 終日横になっている
- 3 短時間離床してもよいが主に横になっている
- 4 午前午後にそれぞれ安静時間をとる
- 5 午後安静時間をとる

日常生活能力判定表

動 作	評 価		
	0点	1点	2点
1 食事	ひとりのできる	介助があればできる	できない
2 用便(月経)の始末	ひとりのできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりのできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりのできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない